

鳥取市議会 2014 年 12 月議会

鳥取市地域包括支援センターの職員の配置基準

に関する条例制定に反対する討論

日本共産党 鳥取市議団 岩永やすこ

私は、日本共産党市議団を代表して、議案第 140 号鳥取市地域包括支援センターにおける包括的支援事業に係わる人員等に関する基準を定める条例の制定について、反対いたします。以下、その理由を述べます。

一、条文 4 条にあります、保健師・社会福祉士・介護支援専門員の人員基準が「1 人」とあまりに低い内容となっています。この条例が今後、地域包括支援センターの職員配置をしぼるものになりはしないかと懸念されます。

二、実際、例えば、中央包括支援センターには、保健師 2 名看護師 2 名、社会福祉士 3 名、主任介護支援専門員 4 名が配置されていると伺いました。

そもそも国の基準が低すぎると考えます。地域包括支援センターは要支援の方の認定やケアプランの作成だけでなく、介護予防のための助言や指導をおこなう、高齢者の権利擁護について相談に応じる、ケアマネージャーへの助言や指導・関係機関との調整を行う、など総合的な業務を行っておられます。そうした業務をこなそうと思えば、国の基準である 1 人ではできないということで、実際の配置数になっていると思います。

三、地域包括支援センターは、介護保険事業計画(案)にある地域包括ケアシステムの要をなすセンターです。その職員配置の数は重要なことと考えます。本条例を制定する考え方として示されている「本市の実情に、省令と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情・特殊性はないことから、省令基準の内容をもって、本市の基準とします」というのは、いかがなものかと考えます。高齢化のすすんでいる鳥取市であること、合併により広域となっている鳥取市であることを考えれば、上回る基準とすべき事情・特殊性があると考えます。以上、反対討論します。